令和８年度秋田県青少年健全育成審議会

日時：令和８年１０月８日(木)　10:00 ～

場所：秋田地方総合庁舎４階　総４０２・４０３会議室

# 次　　第

1　全体会（10:00）

(1)　開　会

(2)　主催者あいさつ

(3)　審議会の概要説明

(4)　委員紹介

(5)　役員選任、環境浄化部会委員指名

(6)　議　題

こども・若者のインターネット利用について

(7)　報　告

①　図書類販売店等の立入調査状況について

②　優良図書等の推奨について（R7）

(8)　その他

(9)　閉　会（11:30）

【配付資料は、裏面にてご確認願います。】

# 【 配 付 資 料 】

| 資料番号 | 資　　料　　名 |
|---|---|
| 1 | 出席者名簿 |
| 2 | 座席図 |
| 3 | 審議会説明資料 |
| 4 | 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例 |
| 5 | 秋田県青少年健全育成審議会運営要綱 |
| 6 | 委員名簿 |
| 7 | こども・若者のインターネット利用における課題と対策に関する各機関の取組一覧 |
| 8 | 若者のインターネットに関連する犯罪に関する現状と対策 |
| 9 | こども家庭庁　令和９年度概算要求資料 |
| 10 | 今後の幸せな人生のために（警察庁ほか） |
| 11 | 図書類販売店等の立入調査状況について |
| 12 | 優良図書等の推奨について（令和７年度） |

資料１

# 令和8年度秋田県青少年健全育成審議会出席者名簿

## １　委員

（敬称略）

| No. | 役職・部会 | 氏　　名 | 団体等役職名 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 委　員 | いしかわ　まこと<br>石　川　　信 | 秋田県書店商業組合監事 | |
| 2 | 委　員 | おいかわ　まさのり<br>笈　川　正　典 | 秋田弁護士会<br>子どもの人権に関する委員会副委員長 | |
| 3 | 委　員 | かわむら　ひろみ<br>河　村　宏　美 | 秋田県PTA連合会幹事 | |
| 4 | 委　員 | くまがい　たかえき<br>熊　谷　隆　益 | 一般社団法人青少年育成秋田県民会議<br>会長 | |
| 5 | 委　員 | さいとう　まさこ<br>齊　藤　雅　子 | 秋田県高等学校長協会<br>秋田県立新屋高等学校長 | |
| 6 | 委　員 | さとう　めぐみ<br>佐　藤　　恵 | 公募委員 | |
| 7 | 委　員 | さわや　たかせ<br>沢　屋　隆　世 | 秋田大学非常勤講師 | |
| 8 | 委　員 | しみず　ようじ<br>清　水　洋　二 | 秋田少年鑑別所長 | |
| 9 | 委　員 | ふじしま　ようこ<br>藤　島　洋　子 | 警察本部生活安全部人身安全対策課<br>課長補佐 | |
| 10 | 委　員 | ほりい　かつら<br>堀　井　　桂 | 秋田県小学校長会<br>秋田市立旭南小学校長 | |
| 11 | 委　員 | やまな　ゆうこ<br>山　名　裕　子 | 秋田大学教授 | |

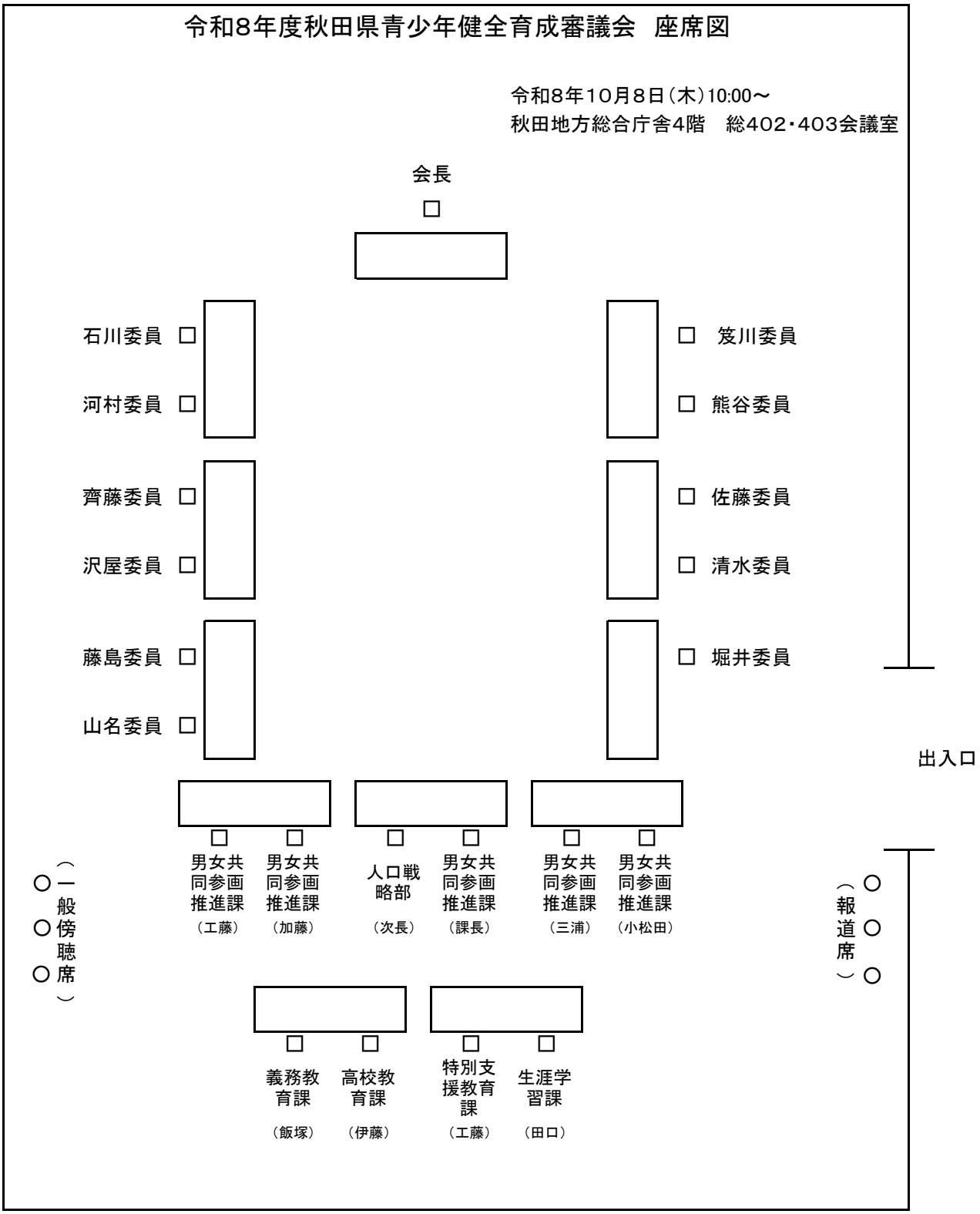
## ２　事務局等

| No. | 部　等 | 課　室　名 | 出　席　者 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 教育庁 | 義務教育課 | 指導チーム | 指導主事 | 飯塚　和人 |
| 2 | | 高校教育課 | 指導チーム | 指導主事 | 伊藤　健吾 |
| 3 | | 特別支援教育課 | 指導チーム | 指導主事 | 工藤　智史 |
| 4 | | 生涯学習課 | 社会教育・読書推進チーム | チームリーダー | 田口　圭 |
| 5 | 事務局<br>（人口戦略部） | | 次　長 | | 石川　亨 |
| 6 | | 男女共同参画推進課 | 課　長 | | 佐々木　佳奈子 |
| 7 | | | 調整・結婚・若者支援チーム | チームリーダー | 三浦　久人 |
| 8 | | | | 副主幹 | 小松田　進 |
| 9 | | | | 主事 | 加藤　栞奈 |
| 10 | | | | 主事 | 工藤　新生 |

資料２

# 令和8年度秋田県青少年健全育成審議会　座席図

令和8年10月8日（木）10:00～
秋田地方総合庁舎4階　総402・403会議室



資料３

# 青少年健全育成審議会について

## １　根拠法令

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例
（昭和 53 年秋田県条例第 33 号）

## ２　所掌事務

(1)　知事の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。
（条例第 20 条第１項）

①　書籍、映画、演劇等の推奨に関すること
②　有害図書類、有害興行、有害特定玩具類の指定に関すること
③　図書類の内容を審査する団体の認定及び当該団体の認定の取消しに関すること
④　有害広告物の規制の措置命令に関すること
⑤　有害図書類等の指定の取消しに関すること

(2)　前号のほか、知事の諮問に応じ青少年の健全な育成及び青少年を取り巻く社会環境の浄化に関する重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べること。
（条例第 20 条第４項）

## ３　組織

(1)　委員
１２名（別紙名簿のとおり）

(2)　任期
令和８年４月１日～令和１０年３月 31 日（一部の委員を除く）

(3)　部会
所掌事務の（1）に掲げる事務を処理するため環境浄化部会を置く。（条例第 23 条の２）

## ４　会議の開催

年１～２回（例年 11 月頃）

資料４

# 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例

（昭和 53 年 10 月５日秋田県条例第 33 号）

改正　昭和 59 年 12 月 21 日　条例第 41 号

改正　平成４年３月 31 日　条例第 16 号

改正　平成 11 年３月 19 日　条例第 20 号

改正　平成 12 年３月 29 日　条例第 48 号

改正　平成 15 年 10 月６日　条例第 59 号

改正　平成 18 年９月 29 日　条例第 74 号

改正　平成 19 年３月 13 日　条例第 17 号

改正　平成 21 年５月 29 日　条例第 39 号

改正　平成 26 年３月 28 日　条例第 50 号

改正　令和元年 10 月 15 日　条例第 15 号

改正　令和６年 10 月 11 日　条例第 59 号

改正　令和７年　３月 14 日　条例第　３号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例をここに公布する。

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例

目次

前文

第１章　総則（第１条 － 第４条）

第２章　青少年の健全育成の推進（第５条 － 第５条の３）

第３章　青少年の健全育成のための自主規制等（第６条 － 第８条の２）

第４章　青少年の健全育成を阻害する行為の規制（第９条 － 第 19 条）

第５章　秋田県青少年健全育成審議会（第 20 条 － 第 24 条）

第６章　雑則（第 25 条・第 26 条）

第７章　罰則（第 27 条 － 第 29 条）

附則

青少年が心身ともに健やかに成長することは、県民すべての願いである。

この願いは、青少年が、次代を担う者としての責任と誇りを自覚し、自らを律するとともに、県民すべてが、青少年に対し深い愛情と理解を持ち、豊かな心とたくましい意欲のある社会人としての人間形成ができるよう、よりよい環境づくりに努め、健全な育成を図ることにより、実現されるものである。

ここに、新たな自覚と決意の下に、この条例を制定するものである。

この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、その運用に当たっては、いやしくもこれを濫用し、県民の権利及び自由を不当に侵害するようなことがあってはならない。

## 第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、青少年の健全育成に関する施策を推進するとともに、青少年を取り巻く社会環境を浄化し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（県の責務）

第２条　県は、青少年の健全な育成を図るため総合的な施策を講ずるものとする。

（市町村の責務）

第３条　市町村は、県の行う青少年の健全な育成に関する施策と相まつて、地域の実情に即した施策を推進するように努めるものとする。

（県民の責務）

第４条　県民は、青少年の健全な育成を図ることがその責務であることを深く認識し、健全な家庭及び良好な社会環境をつくるように努めるものとする。

## 第２章　青少年の健全育成の推進

（健全育成の推進）

第５条　県は、青少年の健全な育成を図るため、次の各号に掲げる事項を内容とする施策を推進するものとする。

(1) 青少年の自主的活動の助長に関すること。

(2) 青少年育成団体及び青少年団体の育成に関すること。

(3) 青少年を取り巻く社会環境の整備に関すること。

(4) 青少年健全育成施設の整備に関すること。

（優良図書等の推奨）

第５条の２　知事は、書籍、映画、演劇その他これらに類するものでその内容が特に優れているもののうち、青少年の健全な育成を図る上において有益であると認めるものを推奨することができる。

２　前項の規定による推奨は、告示してしなければならない。

（青少年健全育成重点地区）

第５条の３　次に掲げる施設の敷地の周囲 200 メートル以内の区域は、青少年の健全な育成を図るため重点的に施策を推進すべき地区とする。

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校（大学を除く。）

(2) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第２条第１項に規定する図書館

(3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第７条第１項に規定する児童福祉施設

(4) 前３号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

２　知事は、前項の地区において青少年の健全な育成を図るために講ずべき施策に関し、計画を定めるものとする。

３　知事は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

## 第３章　青少年の健全育成のための自主規制等

（定義）

第６条　この章以下（第５章を除く）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 青少年　６歳以上 18 歳未満の者をいう。

(2) 保護者　親権を行う者、未成年後見人その他の者であつて、青少年を現に監督保護するものをいう。

(3) 図書類　書籍、雑誌その他の出版物、絵画、写真、映画フィルム、スライドフィ

ルム、録画テープ、録音テープ、録音盤、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものをいう。

(4) 興行　映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第６項第３号の営業に係るものを除く。

(5) 広告物　屋内又は屋外で公衆に表示され、又は頒布されるものであつて、看板、立て看板、貼紙、貼札及びちらし並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(6) 特定玩具類　性的感情を刺激する玩具その他の物品（図書類を除く。）及び人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼすおそれのある刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第６号）第２条第２項に規定する刀剣類を除く。）、玩具その他の物品をいう。

（図書類の販売等の自主規制）

第７条　図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、読ませ、見せ、又は聴かせないように努めなければならない。

(1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(2) 青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(3) 青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

２　図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類であつて、当該書籍等の表紙、当該図書類の容器等の直接人の目に触れる部分に前項各号のいずれかに該当すると認められる写真又は絵を掲載するものを陳列するときは、当該図書類を他の図書類と区分して容易に監視できる場所に置き、かつ、容易に青少年の目に触れない措置として規則で定める措置をとるように努めなければならない。

３　興行を主催する者は、興行の内容の全部又は一部が第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に観覧させないように努めなければならない。

４　広告物の広告主又は管理者は、広告物の内容の全部又は一部が第１項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物を表示し、又は頒布しないように努めなけ

ればならない。

５　特定玩具類の販売を業とする者は、特定玩具類の形状、構造又は機能が第１項第１号に該当すると認めるとき又は人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定玩具類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は見せないように努めなければならない。

（自動販売機等への図書類等の収納の自主規制）

第８条　自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）による図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が前条第１項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を自動販売機等に収納しないように努めなければならない。

２　自動販売機による特定玩具類の販売を業とする者は、特定玩具類の形状、構造又は機能が前条第１項第１号に該当すると認めるとき又は人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定玩具類を自動販売機に収納しないように努めなければならない。

（インターネットの利用による有害情報の視聴の防止）

第８条の２　何人も、青少年がインターネットを利用するに当たつては、特定の条件を選択することにより当該条件に合致する情報を受けることができないようにする機能（次項において「情報制限機能」という。）を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、第７条第１項各号のいずれかに該当すると認められる情報（次項において「有害情報」という。）を青少年に見せ、又は聴かせないように努めなければならない。

２　電子公告規則（平成 18 年法務省令第 14 号）第２条第９号に規定するプロバイダ及びインターネットを利用することができる通信端末機器（入出力装置を含む。）の販売又は貸付けを業とする者は、青少年がインターネットを利用して有害情報を容易に見、又は聴くことができないようにするため、情報制限機能に係る情報その他の必要な情報を提供するように努めなければならない。

## 第４章　青少年の健全育成を阻害する行為の規制

（有害図書類の指定及び販売等の制限）

第９条　知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

(1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

２　次の各号のいずれかに該当する図書類は、前項の規定により指定された図書類とみなす。

(1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での性的感情を刺激する姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（次号において「性的感情を刺激する姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が 20 以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページ（表紙を含む。）の総数の五分の一以上であるもの

(2) 録画テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものであつて、性的感情を刺激する姿態等を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて３分を超えるもの又は当該場面の数が 20 以上であるもの

(3) 図書類の内容を審査する団体で知事が適当と認めるものがその内容の全部又は一部が前項各号のいずれかに該当するとして青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聴かせることが適当でないと認めたもの

３　知事は、前項第３号の規定による団体の認定をしたときは、その名称及び当該団体が定めた青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聴かせることが適当でないと認めた図書類に関する表示の方法を告示しなければならない。当該団体の認定を取り消したときも、同様とする。

４　図書類の販売又は貸付けを業とする者は、第１項の規定により指定された図書類及び第２項各号のいずれかに該当する図書類（以下「有害図書類」と総称する。）を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、読ませ、見せ、又は聴かせてはならない。

５　図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、当該有害図書類を他の図書類と区分して容易に監視できる場所に置き、かつ、容易に青少年の

目に触れない措置として規則で定める措置をとらなければならない。

6　図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列する場所に、当該有害図書類を青少年が購入し、譲り受け、借り受け、読み、見、又は聴いてはならない旨の表示をしなければならない。

7　知事は、前２項の規定に違反していると認められる者に対し、相当の猶予期限を付けて、有害図書類の陳列の方法若しくは場所の変更又は前項の表示の実施若しくは方法の変更を命ずることができる。

（有害興行の指定及び観覧の制限）

第 10 条　知事は、興行の内容の全部又は一部が前条第１項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。

2　興行を主催する者は、第１項の規定により指定された興行を青少年に観覧させてはならない。

3　興行を主催する者は、第１項の規定により指定された興行を行うときは、規則で定めるところにより、入場しようとする者の見やすい箇所に当該指定のあつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨の掲示をしなければならない。

（有害広告物の規制）

第 11 条　知事は、広告物の内容の全部又は一部が第９条第１項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し当該広告物の内容の変更、設置場所の変更、撤去その他必要な措置を命ずることができる。

（有害特定玩具類の指定及び販売等の制限）

第 12 条　知事は、特定玩具類の形状、構造又は機能が第９条第１項第１号に該当すると認めるとき又は著しく人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定玩具類を青少年に有害な特定玩具類として指定することができる。

2　次の各号のいずれかに該当する特定玩具類は、前項の規定により指定された特定玩具類とみなす。

(1) 下着の形状をした玩具

(2) 使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他のものに収納されている物品

(3) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する玩具であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

3　特定玩具類の販売を業とする者は、第１項の規定により指定された特定玩具類及び前項各号のいずれかに該当する特定玩具類（以下これらを「有害特定玩具類」という。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

（自動販売機等への有害図書類等の収納の制限等）

第 13 条　自動販売機等による図書類の販売若しくは貸付け又は自動販売機による特定玩具類の販売を業とする者（以下「自動販売機等取扱業者」という。）は、有害図書類又は有害特定玩具類（以下「有害図書類等」という。）を自動販売機等に収納してはならない。

2　自動販売機等取扱業者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又は特定玩具類（以下「図書類等」という。）について第９条第１項又は前条第１項の規定による指定があつたときは、当該図書類等を直ちに撤去しなければならない。

3　知事は、有害図書類等が自動販売機等に収納されているときは、自動販売機等取扱業者に対し当該有害図書類等の撤去を命ずることができる。

4　図書類等を収納する自動販売機等を設置しようとする者は、設置しようとする日の 10 日前までに、規則で定めるところにより、自動販売機等を設置しようとする場所、次条第１項に規定する自動販売機等管理者の住所及び氏名その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

5　前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは変更しようとする日の 10 日前までに、その届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは廃止した日から起算して 10 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

6　自動販売機等取扱業者は、規則で定めるところにより、当該自動販売機等の表面の見やすい箇所に氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）その他規則で定める事項を表示しなければならない。

7　前各項の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置し、又は設置しようとしている自動販売機等については適用しない。

（自動販売機等管理者の設置）

第 13 条の２　自動販売機等取扱業者は、自動販売機等ごとに、自動販売機等に収納する図書類等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。

２　自動販売機等管理者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 有害図書類等を当該自動販売機等から撤去する権限を有すること。

(2) 当該自動販売機等が設置されている市町村の区域その他有害図書類等の撤去に支障がないと知事が認める範囲内の区域に居住していること。

(3) 未成年者でないこと。

（質受け及び古物買受け等の制限）

第 13 条の３　質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）第１条第２項に規定する質屋は、その営業に関し青少年から物品（有価証券を含む。）を質に取つて金銭を貸し付けてはならない。

２　古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）第２条第３項に規定する古物商は、その営業に関し青少年から古物を買い受け、若しくは古物の販売の委託を受け、又は青少年と古物を交換してはならない。

３　前２項の規定は、当該青少年が保護者の委託を受け、又はその承諾を得たと認められる場合その他正当な理由があると認められる場合は、適用しない。

（みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止）

第 14 条　何人も、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

２　何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。

３　何人も、青少年に対し第１項に規定する行為を教え、又は見せてはならない。

（有害行為に使用するための場所の提供等の禁止）

第 15 条　何人も、次に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為をすることを知つて、その場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

(1) 淫らな性行為若しくはわいせつな行為又はこれらの行為を教え、若しくは見せる行為

(2) 麻薬又は覚醒剤を使用する行為

(3) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接

着剤若しくは塗料をみだりに摂取し、又は吸入する行為

(4) 暴力行為

(5) 飲酒又は喫煙

(6) 賭博

（深夜連れ出し等の制限）

第16条　保護者は、特別の事情がある場合のほか、青少年を深夜（午後11時から翌日の日の出時までの時間をいう。次項において同じ。）に外出させないように努めなければならない。

２　何人も、正当な理由がある場合のほか、保護者の委託を受けず、又はその承諾を得ないで深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

第17条　削除

（有害図書類等の指定の取消し）

第18条　知事は、第９条第１項、第10条第１項又は第12条第１項の規定による指定をした場合において、当該指定をした理由がなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。

（有害図書類の指定等の告示）

第19条　第９条第１項、第10条第１項及び第12条第１項の規定による指定並びに前条の規定による指定の取消しは、告示してしなければならない。

## 第５章　秋田県青少年健全育成審議会

（設置及び所掌事務）

第20条　知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、秋田県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 第５条の２第１項の規定による推奨

(2) 第９条第１項、第10条第１項又は第12条第１項の規定による指定

(3) 第９条第２項第３号の規定による団体の認定及び当該団体の認定の取消し

(4) 第11条の規定による措置命令

(5) 第18条の規定による指定の取消し

２　知事は、前項各号に掲げる推奨、指定、団体の認定若しくは当該団体の認定の取消

し、措置命令又は指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

３　知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで指定、団体の認定若しくは当該団体の認定の取消し、措置命令又は指定の取消しをしたときは、次に招集される審議会の会議においてその旨を報告しなければならない。

４　審議会は、第１項の規定による調査審議をするほか、知事の諮問に応じ青少年の健全な育成及び青少年を取り巻く社会環境の浄化に関する重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

（組織及び委員の任期）

第 21 条　審議会は、委員 15 人以内で組織する。

２　委員は、青少年の健全育成に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 22 条　審議会に会長を置く。

２　会長は、委員の互選によつて定める。

３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員が、会長の職務を代理する。

（会議）

第 23 条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（部会）

第 23 条の２　審議会に、部会を置く。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　部会に、部会長を置く。

４　第 22 条（第１項を除く。）及び前条の規定は、部会長及び部会の会議について準用する。この場合において、第 22 条第２項及び４項並びに前条第２項中「委員」とあるのは、「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

5　審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

（委任規定）

第 24 条　この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

## 第６章　雑則

（立入調査）

第 25 条　知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、その職員に、図書類を販売し、若しくは貸し付ける場所、興行を行う場所、広告物を表示し、若しくは頒布する場所、特定玩具類を販売する場所又は自動販売機等を設置する場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

２　前項の規定による立入調査は、必要かつ最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

３　第１項の規定により立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（規則への委任）

第 26 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第７章　罰則

第 27 条　第 14 条第１項又は第２項の規定に違反した者は、１年以下の拘禁刑又 50 万円以下の罰金に処する。

２　第 14 条第３項又は第 15 条の規定に違反した者は、30 万円以下の罰金に処する。

３　次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

(1) 第９条第４項、第 10 条第２項、第 12 条第３項又は第 13 条第１項若しくは第２項の規定に違反した者

(2) 第 11 条の規定による措置命令に従わなかつた者

4　次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

(1) 第９条第７項又は第 13 条第３項の規定による命令に従わなかつた者

(2) 第 10 条第３項、第 13 条の３第１項若しくは第２項又は第 16 条第２項の規定に違反した者

(3) 第 13 条第４項又は第５項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(4) 第 25 条第１項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、資料の提出を拒み、若しくは忌避し、又は虚偽の資料を提出した者

5　第 14 条又は第 15 条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として第１項又は第２項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失がないときは、この限りでない。

第 28 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

第 29 条　この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、昭和 54 年１月１日から施行する。ただし、附則第４項の規定は、昭和 53 年 12 月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に図書類を収納する自動販売機を設置している者は、規則で定めるところにより、昭和 54 年１月 20 日までに、自動販売機の設置場所その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

3　前項の規定による届出をした者は、第 13 条第４項の規定による届出をしたものとみなす。

4　第 13 条第４項の規定による届出は、同項の規定の施行前においても行うことができる。

5　第９条第２項第３号の規定による団体の認定があつた際現に当該団体により青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聴かせることが適当でないと認められてい

る図書類は、当該認定の日において、同条第１項の規定により指定された図書類とみなす。

［次のよう］　略

附　則（昭和 59 年条例第 41 号）

１　この条例は、昭和 60 年２月 13 日から施行する。

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成４年条例第 16 号）

この条例は、平成４年５月１日から施行する。

附　則（平成 11 年条例第 20 号）

この条例は、平成 11 年４月１日から施行する。

附　則（平成 12 年条例第 48 号）

この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。

附　則（平成 15 年条例第 59 号）

（施行期日）

１　この条例は、平成 16 年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現にこの条例による改正後の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（以下「新条例」という。）第 13 条第４項に規定する自動販売機等（以下「自動販売機等」という。）を設置している者は、平成 16 年４月 30 日までに、同項の規定により知事に届け出なければならないものとされる事項を知事に届け出なければならない。

３　前項の規定は、自動販売機等が法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている場合は、適用しない。

４　附則第２項の規定による届出をした者は、新条例第 13 条第４項の規定による届出

をしたものとみなす。

5　この条例の施行の日から平成16年４月10日までの間に自動販売機等を設置しようとする場合における新条例第 13 条第４項の規定の適用については、同項中「設置しようとする日の10日前まで」とあるのは、「平成16年４月１日」とする。

6　附則第２項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10 万円以下の罰金に処する。

7　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違法行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

附　則（平成18年条例第74号）

1　この条例は、平成 19 年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第５条の３第１項の改正規定は平成18年10月１日から施行する。

2　この条例による改正後の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第９条第２項第３号の規定による団体の認定については、知事は、この条例の施行前においても秋田県青少年環境浄化審議会の意見を聴くことができる。

附　則（平成19年条例第17号）

この条例は、平成19年６月１日から施行する。

附　則（平成21年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年条例第50号）

（施行期日）

1　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

（秋田県青少年問題協議会条例の廃止）

2　秋田県青少年問題協議会条例（昭和28年秋田県条例第67号）は、廃止する。

（経過措置）

3　この条例の施行の日の前日においてこの条例による改正前の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第 20 条第１項の秋田県青少年環境浄化審議会の委員である者の任期は、この条例による改正後の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第 21 条第３項の規定にかかわらず、同日に満了する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

4　特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和 31 年秋田県条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

［次のよう］　略

附　則（令和元年条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年条例第 59 号）

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和５年法律第 84 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附　則（令和７年条例第３号）

（施行期日）

1　この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 67 号）の施行の日（令和７年６月１日）から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第２条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下この項において

「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下この項及び次項において「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち、懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

資料５

# 秋田県青少年健全育成審議会運営要綱

昭和54年１月11日制定
昭和54年４月26日改正
昭和56年３月26日改正
昭和58年２月24日改正
昭和62年12月16日改正
平成12年１月13日改正
平成12年４月13日改正
平成16年３月12日改正
平成22年４月27日改正
平成24年４月１日改正
平成26年４月１日改正
平成26年６月２日改正
平成27年６月１日改正
平成28年６月１日改正
平成29年７月18日改正
令和元年７月16日改正
令和２年７月28日改正
令和６年11月15日改正
令和８年４月１日改正

１　目的

この要綱は、秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号。以下「条例」という。）第５章に定める秋田県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）の運営に際し必要な事項を定めるものとする。

２　副会長

審議会に副会長を置き、環境浄化部会長が併任するものとする。

３　環境浄化部会

条例第23条の２に定める部会は、環境浄化部会とし、委員11名以内で組織する。

４　会議

(1)　審議会は、知事からの諮問を受け、通常年１回の全体会を開催し、条例第20条第４項に定める重要事項の調査審議を行う。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時会議を開催することができる。

(2)　環境浄化部会は、必要に応じて開催し、条例第20条第１項各号に関する調査審議を行う。

(3)　審議会及び部会は原則公開とし、審議の傍聴を希望する者には、別に定める手続きにより傍聴を認める。ただし、審議会を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生じることが明らかに予想される場合は、公開しないことができる。

5　部会の議決

(1)　条例第23条の２第５項の規定により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる事項については、環境浄化部会が行う条例第20条第１項第１号及び第２号に定める事項の調査審議に関することとする。

(2)　部会長は、部会の議決があった事項については、その都度、会長に報告するとともに、次の審議会にその要旨を報告するものとする。

6　審査基準

条例第20条第１項の知事からの諮問についての審査基準は、秋田県が定めた「秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例に基づく推奨及び指定等に関する審査基準」のとおりとする。

7　現地調査

審議会及び部会は、条例第20条第１項及び第４項の知事からの諮問について、必要があると認めたときは現地に出張して調査するものとする。

8　事務局

(1)　審議会の事務を処理するため事務局を置く。

(2)　事務局は、秋田県人口戦略部男女共同参画推進課に置く。

9　雑則

この要綱に定めるもののほか、審議会の運営について必要と認める事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この要綱は、昭和54年１月11日から施行する。

附則

この要綱は、昭和54年４月26日から施行する。

附則

この要綱は、昭和56年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、昭和58年２月24日から施行する。

附則

この要綱は、昭和62年12月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年１月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年４月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年４月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年６月２日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年６月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年６月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年７月18日から施行し、平成29年４月１日から適用する。

付則

この要綱は、令和元年７月16日から施行する。

付則

この要綱は、令和２年８月１日から施行する。

付則

この要綱は、令和６年11月15日から施行する。

付則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

資料６

# 秋田県青少年健全育成審議会委員　名簿（五十音順）

任期：令和８年４月１日～令和１０年３月３１日
（※　ただし、No.3 笈川氏、No6 齊藤氏、No.10 藤島氏、No.11 堀井氏は、令和８年５月１日～令和10年４月30日、No.7佐藤氏は、令和８年10月１日～令和10年３月31日）

（敬称略）

| | 区分 | 審議会役職<br>部会役職 | 氏　　名 | 団体等役職名<br>推薦団体等 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 学識経験者 | 委員 | あきやま　あき<br>秋山　亜樹 | 聖霊女子短期大学助手　新任<br>学校法人聖霊学園 |
| 2 | 団体<br>書店商業組合 | 委員 | いしかわ　まこと<br>石川　信 | 秋田県書店商業組合監事<br>秋田県書店商業組合 |
| 3 | 団体<br>弁護士会 | 委員 | おいかわ　まさのり<br>笈川　正典 | 秋田弁護士会子どもの人権に関する委員会副委員長<br>秋田弁護士会 |
| 4 | 団体<br>PTA連合会 | 委員 | かわむら　ひろみ<br>河村　宏美 | 秋田県PTA連合会幹事　新任<br>秋田県PTA連合会 |
| 5 | 団体<br>青少年育成団体 | 委員 | くまがい　たかえき<br>熊谷　隆益 | 青少年育成秋田県民会議会長<br>一般社団法人青少年育成秋田県民会議 |
| 6 | 団体<br>高校校長会 | 委員 | さいとう まさこ<br>齊藤　雅子 | 秋田県立新屋高等学校長　新任<br>秋田県高等学校長協会 |
| 7 | 公募 | 委員 | さとう　めぐみ<br>佐藤　恵 | 公募委員　新任 |
| 8 | 学識経験者 | 委員 | さわや　たかせ<br>沢屋　隆世 | 秋田大学非常勤講師<br>（元秋田県教育庁生涯学習課長） |
| 9 | 職指定 | 委員 | しみず　ようじ<br>清水　洋二 | 秋田少年鑑別所長　新任<br>秋田少年鑑別所 |
| 10 | 団体<br>警察 | 委員 | ふじしま　ようこ<br>藤島　洋子 | 人身安全対策課課長補佐　新任<br>警察本部生活安全部人身安全対策課 |
| 11 | 団体<br>小学校長会 | 委員 | ほりい　かつら<br>堀井　桂 | 秋田市立旭南小学校長　新任<br>秋田県小学校長会 |
| 12 | 学識経験者 | 委員 | やまな　ゆうこ<br>山名　裕子 | 秋田大学教授 |

資料７

# こども・若者のインターネット利用における課題と対策に関する各機関の取組一覧

「秋田県子ども・若者支援ネットワーク会議」の構成機関において把握しているこども・若者のインターネット利用における課題や対策等についてまとめた一覧表です。

## 【県機関】

| 機関名 | こども・若者のインターネット利用における現状・課題 | 対策・支援・解決策 |
|---|---|---|
| **教育庁義務教育課**<br>**高校教育課** | ● ネット上での悪口や嫌がらせ（誹謗中傷）、ゲーム等でのトラブル。<br>● 容易につながる一方で、嫌なことを経験する児童生徒が増加。<br>● 長時間の利用や深夜帯の利用による睡眠不足や生活リズムの乱れの懸念。 | ● 「24 時間子供 SOS ダイヤル」や「すこやか電話」等の電話相談事業の実施。<br>● トラブルを防ぐための実践的な情報モラル・リテラシー教育の充実が必要。 |
| **教育庁特別支援教育課** | ● 言葉を文字通りに受け止めてトラブルに巻き込まれる危険性。<br>● 個人情報の重要性を理解しないまま拡散してしまうリスク。 | ● 生徒指導主事等の連絡協議会において、SNS 利用を含む情報モラル教育の充実を教職員に依頼。 |
| **教育庁生涯学習課** | ● 常に繋がっていることによるストレス、情報疲れ。<br>● 他者との比較による自己嫌悪など。 | ● ネットパトロール事業を実施。<br>● 個人情報の流布、撮影禁止場所での撮影、著作権侵害等の不適切投稿を検知し対応。 |
| **県立医療療育センター** | ● スマホを確認しないと落ち着かないなどの依存・のめり込み。<br>● LINE グループ内の人間関係のこじれ、個人情報漏洩、炎上、犯罪への巻き込み。 | ● 個別相談内で、人間関係のトラブルや犯罪巻き込みリスクに応じた対応を実施。<br>● ライフステージごとの情報モラル・SNS 利用に関する継続的な学習機会が必要。 |

| 機関名 | こども・若者のインターネット利用における現状・課題 | 対策・支援・解決策 |
|---|---|---|
| **警察本部人身安全対策課** | ● 間違った使い方による重大なトラブルや事件（被害者、加害者となるおそれ）。 | ● 警察本部でのメール相談受付、X（旧 Twitter）を用いた情報発信。<br>● トラブルの低年齢化に伴う、保護者への注意喚起や関係機関との連携指導が必要。 |

## 【参考：外部機関】

| 機関名 | こども・若者のインターネット利用における現状・課題 | 対策・支援・解決策 |
|---|---|---|
| **特定非営利活動法人 KOU** | ● ゲーム等への課金や投げ銭をやってみたいと感じる若者がいる。 | ● 事業の宣伝や毎日の情報発信として SNS を活用。 |
| **秋田少年鑑別所** | ● 犯罪者集団や特殊詐欺グループ等とつながる恐れ。<br>● 歪曲して拡散された個人情報に触れて心身の健康を害する危険性。 | ● 学校等に対して、SNS のデメリットやリスクについての法教育等が必要。<br>● 安全な利用法やトラブル巻き込み時の対処法等の啓発が必要。 |
| **あきた就職活動支援センター<br>秋田県南若者サポートステーションよこて<br>秋田障害者職業センター** | ● 社内チャットやグループ LINE での人間関係トラブル、ネットいじめ。<br>● 詐欺などの犯罪に巻き込まれるリスク。 | ● SNS を用いた就職関連情報の積極的な情報発信。<br>● メール相談やオンライン（Zoom 等）での面談・支援の実施。 |

| 機関名 | こども・若者のインターネット利用における現状・課題 | 対策・支援・解決策 |
| --- | --- | --- |
| **地方法務局人権擁護** | ● 匿名性を利用した悪口や陰口、他人の個人情報の書き込み。 | ● LINE やメールによる相談体制の整備。<br>● SNS を活用した情報発信の実施。 |
| **市町村（秋田市子ども家庭センター、大館市子ども課等）** | ● 依存性が高く、生活習慣・発育への悪影響（SNS 依存）。<br>● 誹謗中傷やいじめ（SNS いじめ）による不登校のケース。<br>● 声も顔もわからない相手とつながり犯罪に巻き込まれる可能性。 | ● LINE を用いた相談窓口の運営（子ども家庭相談など）。<br>● 市の公式 LINE を用いた消費者トラブルや特殊詐欺の啓発等の情報発信。 |

資料８

# 若者のインターネットに関連する犯罪に関する現状と対策

## 1. インターネット関連犯罪の現状（統計資料）

近年、若者が SNS 等をきっかけとして犯罪に巻き込まれるケースや、自ら犯罪に加担してしまうケースが深刻化しています。

### 1.1 SNS に起因する事犯の被害児童数の推移

SNS を通じて見知らぬ人と知り合い、犯罪被害に遭う児童数は依然として高い水準で推移しています。以下は過去数年間の主な罪種別の被害児童数です。

| 区分 | 令和 3 年 | 令和 4 年 | 令和 5 年 | 令和 6 年 | 令和 7 年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 児童福祉法違反 | 13 | 12 | 15 | 6 | 16 |
| 青少年保護育成条例 | 665 | 583 | 534 | 345 | 300 |
| 児童買春 | 336 | 321 | 290 | 174 | 128 |
| 児童ポルノ | 657 | 658 | 592 | 414 | 426 |
| 不同意性交等 | 34 | 19 | 96 | 287 | 329 |
| 重要犯罪等略取誘拐 | 86 | 80 | 95 | 66 | 79 |
| 不同意わいせつ | 17 | 26 | 33 | 102 | 185 |
| **総数** | **1,812** | **1,732** | **1,665** | **1,486** | **1,566** |

出典：「令和 7 年の犯罪情勢」（令和 8 年 2 月・警察庁長官官房）

### 1.2 被害児童のアクセス手段

被害児童が SNS にアクセスする手段としては、スマートフォンが圧倒的多数を占めています。

| 区分 | 令和 5 年 | 令和 6 年 | 令和 7 年 |
|---|---|---|---|
| スマートフォン | 1,619 | 1,449 | 1,529 |
| スマートフォン以外 | 46 | 37 | 37 |

出典：「令和 7 年の犯罪情勢」（令和 8 年 2 月・警察庁長官官房）

### 1.3 被害児童の学職別内訳（令和 7 年）

- 小学生：167 人 (10.7%)
- 中学生：758 人 (48.4%)
- 高校生：579 人 (37.0%)
- その他：62 人 (4.0%)

中学生・高校生が全体の 8 割以上を占めていますが、小学生の被害件数も増加傾向にあります。（出典：「令和 7 年の犯罪情勢」（令和 8 年 2 月・警察庁長官官房））

## 2. 闇バイト等による若者の犯罪加担の実態

SNS 上での実行犯募集（いわゆる「闇バイト」）を通じた若者の重大犯罪への加担が深刻な問題となっています。

- **低年齢化と凶悪化：**2026 年（令和 8 年）4 月には、名古屋市の商業施設で 16 歳の無職少年や 14 歳の中学生らが中学生から現金を奪う強盗事件が発生しました。現場には 12 歳の少女もおり、安易な動機で凶器を用いるなど低年齢化が浮き彫りになっています。
- **指示役としての若者：**2026 年（令和 8 年）1 月に栃木県小山市で起きた強盗傷害事件では、19 歳の少年が指示役として逮捕されました。SNS で実行役を募集・管理するなど、少年が犯罪組織の運営側に食い込んでいる実態が確認されています。
- **脅迫による抜け出せない構造：**「闇バイト」に応募する際、身分証や顔写真を送らされ、やめようとすると「個人情報を晒す」「家族を殺す」などと脅迫されるため、逃げられずに犯罪に加担させられるケースが多数発生しています。

## 3. こども家庭庁の取組

こども家庭庁では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に向けて、各種施策を推進しています（令和 9 年度概算要求）。

- **青少年インターネット環境整備法改正に向けた準備：**令和 9 年の通常国会への法改正案提出を目指し、基本指針の策定等に必要な調査研究や官民連携協議会の創設準備を進めています。
- **利用環境実態調査の実施：**全国規模で青少年や保護者を対象とした利用環境実態調査を実施し、施策の推進に活用しています。
- **広報・啓発活動の推進：**7 月の「青少年の被害・非行防止全国強調月間」において、有識者による講演会を開催するほか、普及啓発リーフレット「毎日ネットに触れるこどもたちを守るために」等を発行し、国民の意識啓発を図っています。

## 4. 警察の取組

警察では、若者を犯罪から守るため、検挙活動と並行して予防・保護対策を強化しています。

- **サイバーパトロールと有害情報排除：**AI 検索システムを活用し、SNS 上に氾濫する「闇バイト」などの犯罪実行者募集情報等を探知し、インターネット上の違法・有害情報の排除を推進しています。
- **警察への相談・保護の呼びかけ：**「闇バイトで人生を棒に振らないために知っておくべき 5 つのこと」といった広報を通じて、「個人情報を送って脅されても、すぐに 110 番すれば警察が必ず安全を守る」と強く呼びかけています。これまで警察に相談・保護された方々（令和 6 年 10 月以降、令和 8 年 5 月末時点で 699 件）は、誰一人として被害に遭っていません。
- **組織的な摘発と連携強化：**サイバー特別捜査部と都道府県警察が一体となり、SNS 等を利用した匿名・流動型犯罪グループの実態解明を進めるとともに、海外拠点の摘発に向けて関係機関や海外当局との連携を強化しています。

# 青少年インターネット環境整備に必要な措置の実施



令和９年度概算要求額　５億円

## 事業の目的

昨今のインターネット利用を巡る青少年保護の国内及び主要各国における動向を踏まえつつ、インターネット利用を巡る青少年の保護に関する課題及び論点の整理を行うため、令和７年８月に「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するWG」において「課題と論点の整理」を取りまとめた。

同月、「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する関係府省庁連絡会議」を設置し、翌月には「課題と論点の整理」に基づく今後の取組や検討の予定を示した工程表を取りまとめ、同工程表に基づき、青少年インターネット環境整備法の今後の在り方等について検討するため、令和８年１月に「青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討WG」を設置し、令和８年中に具体的な対応を取りまとめた上で、青少年インターネット環境整備法改正法案の令和９年通常国会への提出を目指している。

本事業は、同改正法の施行を見据えた執行体制の整備、基本指針やガイドラインの策定・改定を行うための調査研究、官民連携協議会の創設等の同改正法の施行に係る必要な措置を実施することを目的とする。

## 事業の概要

- **調査研究の実施**
  - ・基本指針やガイドライン等の策定・改定を行うために必要な調査研究を行う。
  - ・諸外国における最新の法制度の施行状況や動向等について、共管省庁と調査対象国や調査項目等を分担・調整した上で、必要な調査研究を行う。
- **官民連携協議会の創設準備**

  改正法に基づく執行の準備や基本指針等の策定・改定のほか、中長期的な調査研究や技術基盤の強化等を含む政策提言等を担う組織として、官民連携協議会の創設準備を行う。

## 実施主体等

◆ 実施主体：国（調査研究等については、請負契約により実施）

# 青少年が安全・安心にインターネットを利用できる環境整備の推進 拡充



令和９年度概算要求額　１億円

## 事業の目的

○　青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）に基づき、有識者検討会や青少年及びその保護者を対象とした利用環境実態調査、地方連携体制構築フォーラム、諸外国における青少年のインターネット利用環境調査等を実施することにより、施策の推進等に資する。

## 事業の概要

**（1）青少年のインターネット利用環境実態調査**

全国規模の無作為抽出により選ばれた青少年及びその保護者それぞれに対して、調査員による留置き調査及びオンライン調査等の併用による調査を実施し、学校種別や地域別に集計する。

青少年のインターネット利用環境の変化が著しいことから、有識者から構成される企画分析会議において、専門的見地から調査項目等を見直す。

※　回答回収率（令和7年度）：青少年調査61.2%、青少年の保護者調査63.2%、低年齢層の子供の保護者調査63.6%

**（2）青少年インターネット環境整備法及び基本計画（第6次）の施行状況について検証するための検討会の開催経費**

青少年のインターネット利用環境整備に関する各方面の学識経験者等から構成される検討会を開催し、青少年インターネット環境整備法及び基本計画に基づく施策の進捗状況や、スマートフォンやSNSの普及に伴う青少年のインターネット利用環境をめぐる新たな課題、調査研究について検討する。

※　開催状況等（令和6年度）：検討会　4回開催、WG　2回開催
（令和7年度）：検討会　4回開催、WG　9回開催

**（3）青少年インターネット利用環境に係る地方連携体制支援事業**

地方の実情に応じ、地方の行政機関やインターネット関係事業者及び関係団体等による青少年のインターネット利用環境づくりに資する連携体制構築のためのフォーラム（オンライン開催を含む。）を実施する。

※　開催状況（令和6年度）：1回開催（徳島）
（令和7年度）：2回開催（鳥取、高知）

**（4）青少年の被害・非行防止に向けた環境整備に関する調査研究**

スマートフォンやタブレット等の急速な普及を背景に青少年のインターネット利用環境は大きく変化しており、インターネット上には、青少年に対する有害な情報が溢れ、SNSに起因する青少年の性被害等は高い水準で推移している。このため、フィルタリングをはじめとするペアレンタルコントロールの活用について保護者等へ啓発するなどの対策が求められている。

このような情勢を踏まえ、青少年保護対策として、インターネット利用における諸外国の取組等を調査し、青少年の被害・非行防止に向けた効果的な施策に資することを目的とする。

**（5）青少年の被害・非行防止に向けた環境整備に関する新たな調査研究**

令和9年通常国会への提出を目指している青少年インターネット環境整備法改正法案の施行を見据え、同改正法施行後の青少年インターネット環境整備法に対応した青少年のインターネット利用環境実態調査を実施するため、当該調査に必要となる新たな調査項目等の調査研究を実施する。

## 実施主体等

◆ 実施主体　：国（請負契約により実施）

# 青少年有害環境対策等の推進



令和９年度概算要求額　４百万円

## 1. 事業の目的

青少年の被害・非行実態等を踏まえた有識者による講演・座談会の開催、青少年有害環境対策ウェブサイトへの各都道府県の取組や先進事例の掲載等の広報啓発活動により、青少年の被害・非行防止及び有害環境排除に対する国民の意識の高揚を図る。

## 2. 事業の概要

**(1)青少年の被害・非行防止のための啓発経費**

令和7年の刑法犯少年の検挙人員は増加しており、また、犯罪組織からの「闇バイト」等と称する勧誘に青少年が安易に応じ、特殊詐欺や重大な犯罪に関与するなど、大きな問題となっている。引き続き、特定少年（18歳以上の少年）を含めた少年の健全育成及び非行防止活動に取り組む必要がある。

一方、青少年を取り巻くインターネット利用環境が一層多様化する中、SNSに起因する事犯の被害児童数は高い水準で推移するなど、こどもの犯罪被害は深刻な状況にある。次代を担う青少年の育成は、社会全体で一体的に取り組むべき課題であり、国、地方公共団体、関係機関等が相互に協力しながら、青少年及びその保護者に対する積極的かつ効果的な啓発を行い、青少年の被害・非行防止を図る。

※　令和7年度の主な取組

- 普及啓発リーフレット「毎日ネットに触れるこどもたちを守るために」を発行
- 「青少年の被害・非行防止全国強調月間」に伴う有識者によるリモート講演会・座談会を実施




月間ポスター




普及啓発リーフレット

## 3. 実施主体等

◆ 実施主体　：国

資料10

# 今後の幸せな人生のために

## ～闇バイトで人生を棒に振らないために知っておくべき５つのこと～

**警察庁・文部科学省・こども家庭庁**

### １．　必ず捕まります

逮捕されるまでこき使われます。
強盗をして人が亡くなれば死刑か無期拘禁刑。見張り役でも同罪です。闇バイトを他の人に紹介しただけでも捕まります。

### ２．　先輩、友達からの誘いでも応じてはいけません

犯行グループは、誰でもいいから身代わりとなる都合のいい使い捨てを求めています。お金が払われると思ったら大間違いです。
未成年だから罪が軽いなんてことはありません。

### ３．　銀行口座やスマホを売ってはいけません

通帳やキャッシュカードを売ることは犯罪です。
二度と銀行口座を作れません。
スマホやＳＩＭカードを勝手に売ることも犯罪です。

### ４．　外国に渡航すれば、二度と戻れなくなるかもしれません

監禁され、暴力を振るわれることもあります。命を落とすかもしれません。

### ５．　今ならまだ引き返せます

個人情報を送ってあなたや家族の安全を脅かされても、すぐに110番してください。警察はあなたと周りの方の安全を必ず守ります。

資料11

# ①図書類販売店等の立入調査状況について

## （1）環境浄化調査員による立入調査（令和７年度）

環境浄化調査員が条例第 25 条及び環境浄化調査員設置要綱に基づき、18 歳未満の者に販売・閲覧等を禁止する物品や興行を取り扱う書店、ビデオテープ販売店、がん具店、図書類等自動販売機等、映画館などの施設に対して、半年に１回の割合で立入調査を実施し、関係者に対する有害環境の改善・自主規制の指導を行っている。

令和７年度は、対象施設 777 箇所に対して、延べ数で 1,404 回の立入調査を実施し、指導件数は０件であった。

## （2）有害図書の区分陳列

有害図書類を販売又は貸し付けを業とする者に対する規制

① 販売等の制限（条例第９条第４項）
青少年に販売、頒布、貸し付け、読ませ、見せ、聴かせてはならない（違反した場合は 20 万円以下の罰金）。

② 区分陳列（条例第９条第５項）
有害図書類を陳列するときは、他の図書類と区分して容易に監視できる場所に置き、かつ、容易に青少年の目に触れない措置をとらなければならない（知事による陳列方法、場所の変更命令→10 万円以下の罰金）。
有害図書類を陳列するときは、
〇他の図書類と区分する
〇容易に監視できる場所に置く、かつ、容易に青少年の目に触れないよう以下のいずれかの措置をとる
・カーテン、ついたてその他のもので陳列場所を仕切る
・背表紙陳列、有害な写真・絵が見えない方法での陳列
・紐で縛る、フィルムで包装、シール止め
〇陳列場所に青少年の購入、立ち読みなどを禁ずる旨表示する

③ 有害図書類の表示（条例第９条第６項）
有害図書類を陳列する場所に、青少年が購入、譲り受け、借り受け、閲覧、視聴することができない旨の表示をしなければならない
（知事による表示の実施、表示方法の変更命令→10 万円以下の罰金）

立入調査実績

| 年別＼施設名 | 図書類等自動販売機 | 書店 | ビデオ店 | コンビニ・スタンド | 映画館（※） | 玩具店 | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 令和５年度 | 67 | 104 | 75 | 577 | 18 | 37 | 878 |
| ６年度 | 67 | 102 | 74 | 570 | 18 | 37 | 868 |
| ７年度 | 63 | 90 | 65 | 504 | 18 | 37 | 777 |
| 前　年　比 | △4 | △12 | △9 | △66 | 0 | 0 | △91 |

※映画館の数値は、スクリーン数

振興局別

| 区　分 | | 振興局別の立入調査対象及び調査実施数（R7 年度） | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 鹿角 | 北秋田 | 山本 | 秋田 | 由利 | 仙北 | 平鹿 | 雄勝 | 計 |
| 図書類等自動販売機 | 対象 | 4 | 19 | 8 | 12 | 9 | 7 | 4 | 0 | 63 |
| | 実施 | 4 | 34 | 24 | 24 | 18 | 11 | 8 | 0 | 123 |
| 書　店 | 対象 | 2 | 9 | 8 | 36 | 7 | 14 | 9 | 5 | 90 |
| | 実施 | 3 | 14 | 11 | 67 | 13 | 24 | 15 | 5 | 152 |
| ビデオ店 | 対象 | 2 | 4 | 6 | 29 | 5 | 9 | 7 | 3 | 65 |
| | 実施 | 3 | 7 | 8 | 52 | 8 | 15 | 12 | 3 | 108 |
| コンビニ・スタンド | 対象 | 18 | 55 | 38 | 197 | 50 | 68 | 51 | 27 | 504 |
| | 実施 | 29 | 83 | 74 | 381 | 96 | 138 | 83 | 39 | 923 |
| 玩具店 | 対象 | 0 | 1 | 1 | 21 | 1 | 7 | 5 | 1 | 37 |
| | 実施 | 0 | 1 | 1 | 39 | 2 | 13 | 9 | 1 | 66 |
| 映画館 | 対象 | 0 | 1 | 1 | 11 | 0 | 5 | 0 | 0 | 18 |
| | 実施 | 0 | 1 | 2 | 19 | 0 | 10 | 0 | 0 | 32 |
| 計 | 対象 | 26 | 89 | 62 | 306 | 72 | 110 | 76 | 36 | 777 |
| | 実施 | 39 | 140 | 120 | 582 | 137 | 211 | 127 | 48 | 1,404 |

※対象数は、立入調査員が調査して把握した数字。

指導件数の推移

| 年　度 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 指導件数 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

資料12

# ②優良図書等の推奨について（令和７年度）

青少年の健全な育成を図る上において有益な図書について、秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第５条の２第１項の規定に基づき、次のとおり推奨しました。

１　推奨年月日　　令和７年１２月５日

２　題名及び推奨理由等

| | |
|---|---|
| 題　　名 | ワルイコいねが |
| 発行所 | 株式会社講談社 |
| 著者等 | 安東　みきえ |
| 推奨理由 | 他人に合わせることを常として自分の気持ちをなかなか伝えられない美海と、見た目も頭もいいが正直すぎるがゆえに様々なトラブルを引き起こし、すこぶる評判の悪いアキト。<br>アキトは秋田からの転校生で、２人は秋田の話題をきっかけに友達になるが、人の死に興味を持つアキトに美海は言い知れぬ怖さを感じてしまう。<br>アキトは本当にワルイコなのか。アキトの死に対する思いとは。対照的な２人の成長と友情が描かれた作品であり、自分と異なる価値観との衝突を避けるだけでなく、興味を持ち理解することの大切さと、その先に自分の世界の広がりが待っていることを教えてくれる１冊。<br>また、なまはげ、あきたこまち等、秋田ゆかりのものが随所に登場し、作品をさらに読み応えのあるものにしてくれている。（令和６年１１月出版） |